

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|--------------|-----|------------------------------|--|---|--|--|-------------|-------|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 支障事例 | |
| | | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 1 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定 | 国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められたい。 | 平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば「持ち出し」の状況となった。 | 左記の具体的な措置をとることにより、不足分の追加交付要望を見送る自治体が無くなり、地財法第10条の4の趣旨が達成される。 | 指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱 (参考) 国政選挙の執行経費に関しても、調整費を請求できなかったことによる不足分を一般財源で賄う自治体が見られる状況が生じていた。 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法が4月6日に成立し、経費の充実に資すること ・調整費の請求に関し弾力的な運用に改める方針が、制度所管の総務省(自治行政局選挙部管理課)から示されたこと の2点により、一定程度状況が改善されている。 | 総務省 | 全国市長会 | 大阪市、八王子市、三浦市、新倉市、長野市、長野市、伊豆の国市、平田市、期川市、津市、茨木市、羽曳野市、鳥取市、徳島市、愛媛市、北九州市、大田市、五島市、豊田市、大分市、宮崎県、延岡市 | ○従前の追加交付要望の日程では、以下の支障が生じていた。 ・国勢調査の執行経費不足額の追加交付要望時期は、調査業務(調査期10月1日)を行っている途中であり、確定した経費での追加要望ができなかった。 ・調査業務を行っている時期(調査期10月1日)と執行経費不足額算定の時期が同時期であり、事務の継続が生じていた。 提案内容が実現すれば、年度末に調査執行経費を確定させた上で追加要望が行えるほか、調査業務を行っている時期(10月1日)前後に調査業務に専念できる点、メリットが大きい。 ○本市では平成27年国勢調査において委託費の不足のため約6,000千円を一般財源から負担した。 ○統計法で定められている基幹統計調査は、国からの法定受託事務として、都を過ぎて市に委託されるが、平成27年度の国勢調査において、約2千円もの不足が生じ、市の一般財源で対応することとなった。 ○国の法定受託事務である必要経費は、全額、交付金として配分されるべきである。 ○本市においても、平成27年国勢調査の執行経費を委託金で賄いきず、約3,600千円の不足が生じたため一般財源の持ち出しが生じた。 地財法第10条の4の趣旨に鑑み、制度改正を要望する。 ○具体的な支障事例でもある通り、委託金の追加交付要望の締切が11月だったため、不足分の試算が立てられないことに加え、調査業務の繁忙期であったことから担当職員が詳細を確認する時間も十分にあったとは言い難い。 結局、当市も一般財源から約28万円を持ち出すこととなった。 |
| 11 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止 | 地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止 | ・住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のために左記手続きにより関係職員を各現場により任命している。 ・しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。 | ・毎年度実施することとされている本事務が廃止されれば、行政の効率化に繋がるものと考ええる。 | 地方自治法第171条第4項 | 総務省 | 今金町 | 西尾市、六安市 | ○年度末、年度初めは職員の異動や旧年度、新年度の事務処理が重なるため、提案と同様に、少ない人数で告示事務を行うことは、事務負担となっている。 |
| 22 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 補助対象財産の処分に対する弾力化 | 補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除 | 本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に「学校の耐震化及び大規模改造」を進めてきた。こうした耐震化や老朽化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組と見做している。 一方、急速に進展する人口減少・少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組が喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、身体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改造を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護師養成施設4校に統合し、市内の看護専門学校(高岡市看護系、厚生看護専門学校)を統合する構想が検討され、平成29年4月に高岡市看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の部分(廃却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石境)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事等と併行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改造を実施した。一方、児童数の減少を背景とする本市では、平成27年度は月定額の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や専科授業等の問題の解決に関する統合校の新設に向けて関係地元の協議を実施している。これを受け、上記3校の部分(廃却又は部分廃却若しくは学校以外の活用途を想定)を検討していく状況にある。 このような経緯からは、総務省が全国の地方自治体に策定を推奨している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことによるが、処分にあたって、補給金の返還が必要となる。計画的なマネジメントの推進の妨げとなる恐れがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取組を求めたい。 | 学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。 | 総務所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 | 総務省、文部科学省 | 高岡市 | 旭川市、鹿角市、郡山市、山形市、いわば市、山形市、八王子市、鎌倉市、市、西尾市、川崎市、高知市、長崎県 | ○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、完成後の減少により埋立事業を余剰金としていることから、地域からの要望を受け、市内の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに義務教育学校(を整備する事業)に取り組みたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、耐震処分時における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、埋立事業が生じるとみられる。 ○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改造を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を徹底させるため、学校施設適正化や学校施設地域の公共施設の複合化・多機能化の視点などを考慮し、再編・統合の再編・統合の再編・統合が必要である。 現状では、本市において、埋立事業を完了後10年未満で大規模改造を行う3校の学校を数校指定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的な事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。 |
| 32 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 国税連携システムによるデータ送信方法の見直し | 所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し | 国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが提供されており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されなかったため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されなかったため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。 | データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることと事務の効率化が図られるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。 | 所得税申告書等の地方団体への電子の送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日総務全第72号 総務省自治税務局企画課長通知) | 総務省、財務省 | 東京都 | 北海道、空知県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、青森県、久留米市、筑前市、延岡市、沖縄県 | ○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税は発生している。納税者からの問合せがない把握できない状況であり、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。 |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | |
|------|--------------|----------|---|--|--|---|--|-------------|-----|-----------------------------------|---|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 110 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 審査請求があった際の地方自治法に基づき「議会への諮問手続の簡素化 | 地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の第2項(職員・賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された管理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。 | 本市では、市長がした督促処分の取消しを求める審査請求が提出された。通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法を踏まえ、議事録を踏まえて、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分自らで職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至っており、その余の点を管理するまでもなく不法法として却下される予定である。この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不法法として却下する場合には第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。したがって、本件議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で会議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議会事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程調整のほか、関係資料の作成のための事務処理に時間と経費をかけて、いわば形骸化した議会手続を消化せざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくて、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。 | 明らかに不適法な審査請求の場合には、期間短縮による利便性の向上や事務効率の向上などで、住民、地方議会、自治体の執行機関にとって相当の利益がある。なお、手続を簡略化したとしても、地方自治法で定められた本件諮問制度の趣旨を没却させるものとはいえない。 | 地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第1項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条 | 総務省 | 松山市 | 香日節市、日高市、宇部市、延岡市 | — | — |
| 131 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する手続の簡略化 | 地方独立行政法人法(以下、「法」といふ)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する手続の簡略化 | 【制度改正の必要性】 本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」といふ)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産も法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていることから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後とも同様の処分が発生するおそれがある。財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっている。 【支障事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。 | 法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」になることで、大幅な行政事務の効率化が期待できる。 | 地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条第3号、地方独立行政法人法施行令の一部改正する政令等の公布及び施行について(通知)第2条第2項(平成26年10月17日付け総行第2号) | 総務省 | 青森県 | 鳥取県、広島県 | — | ○平成27年10月に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(食品開発研究所実務棟)の建物の一部を除却する際、地法第8条第2項の規定により定款の変更手続きが必要となり、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きとなった。 【支障事例】 本県が設立した地方独立行政法人加治川市民病院機構は、平成26年6月末まで2病院体制で運営していたが、平成28年7月に両病院を統合した新病院の開設に伴い、現物出資した財産を市に返還し、今後は市が主体となり公共活用及び民間活用する予定である。これに伴い、平成28年1月議会で「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」の処分のほか、「定款変更」についても議決を待たさなくてはならない。今後の民間活用(売却)を見越して平成27年度に土地の確定測量を行った結果、面積修正が生じたところである。当該修正が法第8条第2項第9号で定める軽微なものとして別途議決が必要と議論となった。厳密には今回の面積修正に軽微なものに当たらないが、当該測量が今後の民間売却に関する一環の行為であり、別途認可が必要ないというところで調整したところである。今回議決の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たるとはならず、定款変更の効率は期待できる。また、定款変更の効率は期待できる。 |
| 200 | B 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和) | 空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など人数の1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制を緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防災物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用 | 【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要がある。古民家などの空き家を持つ能力の低さや修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。 | 【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の安否に備えて消防設備を備えたい一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同様と思われる。これは国内外からの誘客増加、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。 | (1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の2 | 総務省 | 広島県 | 鹿角市、延岡市 | — | — |
| 203 | B 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 道路の規制標示補修(塗直し)について | 道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置 | 【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来る状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはなられて死亡する事故が発生した。事故の直接の原因関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が湧いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が湧いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。 | 緊急を要すると認められる場合等、都道府県公安委員会と道路管理者との協議の上、道路管理者が自発的に規制標示の補修(塗直し)ができる措置を講ずること、迅速な対応が可能となるため、安全の確保、交通事故の抑止につながることがある。 | 道路交通法第4条第1項、地方財政法第28条の2 | 警察庁、総務省 | 厚木市 | 大田原市、茂原市、松本市、豊田市、群馬県、久米市 | ○本市でも同様に、補修が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所改善が可能であると考える。○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が鮮明な状態について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。○都道府県公安委員会において「設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警察の範囲内において行っているため、その範囲を拡大して補修を行っている。そのため、補修が必要な箇所全てに対応できていない現状であり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による補修が可能となれば、より適切な交通安全施設のメンテナンスが可能となる。○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながることを考えられる。○この横断歩道・一時停止線、誘導標識、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導標識、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。 | |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | | |
|------|------|------------|-----------|---|---|--|--|---|---------|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 251 | B | 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行うようにする規制緩和 | 規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。 | 道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・止まれ)については、道路交差点、地方自治法及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期閉修繕されない場合が多い。 | 市内では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすることにより、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が期待できる。 | 道路交通法第四十四条第一項 地方財政法第二十八条の二 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 | 警察庁、総務省 | 豊田市 | <p>○市道でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが懸念される。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が修繕を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考ええる。</p> <p>○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に修繕の依頼を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。</p> <p>○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。</p> <p>そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。</p> <p>○本県においても、補修事業者等から標識の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。</p> <p>○分譲地一帯を修繕(停止線、停止標識線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止標識線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。</p> | | |
| 193 | B | 地方に対する規制緩和 | その他 | 広域連合の規約変更手続の弾力化 | 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。 | 【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。 | 許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。 | 地方自治法第291条の3 | 総務省 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県、和歌山県、鳥取県 | - | - | |
| 234 | B | 地方に対する規制緩和 | その他 | 広域連合の規約変更における大臣許可手続の撤廃 | 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。 | 【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。 | 許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。 | 地方自治法第291条の3 | 総務省 | 関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 | 徳島県 | - | - |
| 235 | B | 地方に対する規制緩和 | その他 | 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 | 国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限られていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。 | 地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に申し知るの権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を要請することのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限られているため、国からの事務移譲がとれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請に当たり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても条例による事務処理特例制度とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。 | 国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務節約化による効果が得られる。 | 地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項 | 総務省 | 関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 | 徳島県 | - | - |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|--------------|-----|-------------------------------------|---|---|---|---|-------------|-------|---|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| | | | | | | | | | | | |
| 268 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大 | 郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること | 介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なし」は日常生活を営むことが困難な状態であり、具体的には、「寝廻り・固定での立位・移乗・移動・整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多いため、 | 平成26年度末現在で、本区においては要介護5の認定者は852人、要介護4の認定者は1,064人いる。高齢化の進展に伴い、今後本区のみならず全国的に重度の要介護者数は増加していくことが予想される。郵便等による不在者投票を「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思があっても、投票所に行くことができない区民の選挙権行使の確保につながる可能性がある。 | 公職選挙法第49条第2項、同施行令第59条の2 | 総務省 | 特別区長会 | ○本市では平成27年度末現在で、要介護5の認定者数は、941人、要介護4の認定者数は、1,139人となっており、また、高齢者世帯も年々増加している。 郵便等による不在者投票は、平成16年3月1日に対象者の見直しが行われ、「要介護5」の方が郵便等による不在者投票ができるようになったが、対象者の見直しから10年以上が経過し、少子高齢社会を迎える中で、現行制度では対象外となっている、介護なしでは投票所に行くことが困難な「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思のある選挙人の選挙権行使の確保が図れる。 ○の認定については、「要介護5」から「要介護4」に認定が変更される例も見られ、従来利用できていた本制度が利用できなくなる。その場合、実質的に当該選挙人の選挙権行使の機会が失われることとなり、当区においても、過去に本人や家族などからの苦情につながったケースもあった。 また、「要介護4」からの本制度の利用を促せる声も聞かれる等も見られる現状がある。 ○平成26年度末現在で、本用においては要介護5の認定者は285人、要介護4の認定者は316人いる。本市は合併により市域が拡大し、旧村域においては投票所までの距離が遠いため、郵便投票の範囲の拡大は住民の利便性の向上につながると思われる。 ○要介護4の介護状態は、「重度の介護を必要とし、立ち上がりや歩行などの動作、居室の掃除や排溺などの身の回りのことがほとんどできない」とされており、ほとんどの方が介助なしでは投票所へ行くことが困難である。 本市において、平成26年度末現在で、要介護5の認定者は300人、要介護4の認定者は423人いる。さらに、高齢者人口の増加及び要介護者の認定率の上昇から、要介護者は今後も増加していく見込みである。 郵便等による不在者投票ができる者(「要介護4」まで拡大することにより、身体的な理由で投票所に行くことができない有権者の投票の機会を確保し、投票環境の向上につながる)ことができる。 | |
| 101 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施 | 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしたい。 | 平成26年度から27年度にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とする、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多い。これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうならば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。 | 現在、市民の中には片道60kmを超える道のりとなっている者もいるが、市役所を取り扱うことができれば、30km程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人員費が抑えられ、財政面においても国の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワンストップサービスが可能となり、市民と一体となった行政運営がさらに発展する。 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第3条の3 | 総務省、法務省 | 新見市 | - | - |
| 270 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し | 戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にする。その取扱いの見直し・拡大を検討すること | 当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあり、委託可能な業務の範囲は各庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型の入力、押印に関して公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分と該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。 | 自治体職員が行わなければならない業務と、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になることで、適切な役割分担に基づいた、効率的な業務運営が可能となる。 | 戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日付法務省第一号317号 法務省民事局長第一課長通知) | 総務省、法務省 | 特別区長会 | 小山市、安曇野市、津市、久富市、五島市 | ○戸籍業務に関しては「審査入力確定ボタン」の押下「証明書の条件確認」等、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が関与すべきとされている。当市においては、民間事業者への委託は検討中の段階であるが、こうした拘束のために、戸籍業務の委託は実務上難しく考えている状況がある。自治体職員と民間事業者の業務分限を、現実的かつ効率的に切り分けられるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。 |
| 271 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討 | 窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体的な実務に関する整理を行い、必要な措置を講ずること | 当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、委託者が自治体職員と作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、委託者の従業員と自治体職員との、迅速な意思伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。 | 「偽装請負」に当たらない形で、自治体職員と委託者の迅速な意思伝達が行われることにより、効率的な業務運営が可能となる。 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 | 総務省、厚生労働省 | 特別区長会 | 小山市、柏市、安曇野市、津市、五島市 | - |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|--------------|------------|--|---|--|--|--|---------------------------------------|-------------|-----------------------------------|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| | | | | | | | | | | | |
| 299 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備 | マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行者が地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。 | 【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。 | 【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 | 内閣府、総務省、国土交通省 | 九州地方知事会 | | |
| 300 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得前額に改めることとされる。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報入手が可能となるよう、データ標準レアウトの改善を求める。 | 【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性の向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、精神予防法による命をい患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発給通告(10号厚生省事務次官通知)) | 内閣府、総務省、厚生労働省 | 九州地方知事会 | 神奈川県、東京都、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県 | ○措置入院患者の家族等は高額の滞付資料の提出が困難であったり、確定申告が求まる場合も多く、認定事務が煩雑である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収認定には「マイナンバー」を活用した市町村民税所得前額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対応となっていないため、必要な個人情報入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 |
| 134 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止 | 都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。 | 【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している) | 同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。 | 半島振興法第3条第1項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 山口県、中国地方知事会 | 北海道、長崎県 | ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。 ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が図られる前提であれば、反対するものではないが制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。) |
| 302 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止 | 都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。 | 【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している) | 同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。 | 半島振興法第3条第1項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 九州地方知事会 | 北海道 | ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。 ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が図られる前提であれば、反対するものではないが制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。) |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|------|------------|------------|-----------------------|--|--|--|-------------------|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| | | | | | | | | | | | |
| 135 | B | 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止 | 都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。 | 【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している) | 事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。 | 離島振興法第4条第10項、第11項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 山口県、中国地方知事会 | 北海道、長崎県 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出発前である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) 国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。) |
| 303 | B | 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止 | 都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。 | 【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している) | 事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。 | 離島振興法第4条第10項、第11項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 九州地方知事会 | 北海道 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出発前である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) 国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。) |
| 83 | B | 地方に対する規制緩和 | 土木・建築 | 空家等に対する応急安全措置 | 防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するために、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な小規模の応急安全措置をできるようにすること。 台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要がある。これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な権利登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確認できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めもの。 | 緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 内閣府、総務省、国土交通省 | 愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 | 徳島県、大村市、延岡市 ○提案団体とはほぼ同理由により、より迅速に所有者の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。 ○助言については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空家の相談を受けており所有者に空家放棄による危険性を促しているが、「相談が終わっていない」「お金がないなどの回答」に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ていると時間を要してしまい対応が遅れれば発生する恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の情報を踏まえて命令が行えるよう改正願いたい。 ○副都等が危険な空家等として、市街に100軒以上を把握しており、台風等が発生した場合に逃げかかった市民や近隣の住民及び緊急に命を要する恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。 | |

